

回覧												

垂水市農林技術協会だより

第2号：令和5年5月1日発行 発行・事務局：垂水市農林課
問 合 せ 先：32-1224（直通）

● 内 容

- ・垂水市堆肥センターからのお知らせ
- ・垂水市堆肥センター作業員 急募！！
- ・垂水市荒廃農地再生促進事業補助金
- ・垂水市有害鳥獣被害防止施設等資材購入費補助金
- ・経営所得安定対策等の申請受付開始
- ・サツマイモ基腐病対策 5月～6月
- ・狩猟免許取得の支援等について



農林技術協会だよりは市のホームページでも掲載しています



垂水市堆肥センターからのお知らせ

本市では、有機質資源（生ゴミ・家畜糞等）を活用し、環境保全型農業の確立を図っています。堆肥センターで製造している堆肥を購入してみませんか。

◆ 堆肥の種類

名称	原料	成分3要素（窒素/リン酸/カリ）
たるみず有機1号	豚ふん	3.37%/6.15%/2.57%
たるみず有機2号	鶏ふん+生ごみ	3.11%/4.22%/3.37%
たるみず3号	鶏ふん+し尿・と場汚物	3.94%/3.13%/2.8%

◆ 販売価格

- ・ ばら堆肥 3,000 円/トン
- ・ 配達料 500 円/トン
- ・ 散布料 1,000 円/トン
- ・ 袋詰め 260 円/袋 （15kg入り）
- ・ 軽トラック 1,500 円/台



◆ 問 合 せ 先

垂水市堆肥センター ☎ 0994-32-0418

垂水市堆肥センター作業員 急募！！

農林課では、堆肥センター作業員を募集しています。

- ◆ 勤務場所 垂水市堆肥センター（本城2061番地1）及び市内現地
- ◆ 業務内容 堆肥の製造に関する作業、機械等の保守点検及び整備
堆肥等の販売、散布、その他堆肥センターの維持管理
- ◆ 募集人員 1名
- ◆ 任用期間 令和5年7月1日から令和6年3月31日
※次年度以降も継続雇用可能
- ◆ 募集期限 随時
- ◆ 採用資格 中型自動車免許（AT限定不可）
フォークリフト・車両建設機械運転技能講習終了証
- ◆ 勤務形態 週5日勤務
- ◆ 勤務時間 8時30分～17時15分のうちで7時間勤務
（休憩時間 12時から13時）（時間外勤務 原則なし）
- ◆ 休日 土曜日・日曜日・祝日・年末年始
- ◆ 報酬 日額 7,862円
- ◆ 諸手当 通勤に係る費用弁償、期末手当等
- ◆ 社会保険 雇用保険、公務災害補償、厚生年金、健康保険
- ◆ 提出書類 採用募集申込書 1通
市役所HPから取得することができます。→



垂水市荒廃農地再生促進事業補助金

荒廃農地を再生して農地を確保する農業者等を支援します。下記の要件等を確認し期限までに申請してください。

1. 対象者 垂水市内の農用地において農業を営む
 個人 法人 集落営農等の団体
2. 対象農地 原則、すべての要件を満たす農地が対象となります
 現地調査等に荒廃農地と判断された農地
 貸借による利用権及び農地中間管理権の設定が完了した農地
※ただし、過去1年以内に、利用権及び農地中間管理権が設定されていた農地は対象外となります。
 事業後は5年以上継続して営農する農地
3. 助成内容 10aあたり4万円以内
4. 申請期限 原則、令和5年12月28日までとします。・

垂水市有害鳥獣被害防止施設等資材購入費補助金

有害鳥獣被害防止施設（電気柵、メッシュ柵、金網、防鳥網等）の資材購入費の一部を予算の範囲内で支援します。ただし、1経営体 1回までの申請となります。

1. 補助内容

補助対象者	補助率	上限額	
法人	1/2以内	10万円	
認定農業者	1/2以内	5万円	（複合柵の場合7万円）
認定新規就農者 （これに準ずる者）	1/2以内	5万円	（複合柵の場合7万円）
その他農業者	1/2以内	3万円	（複合柵の場合5万円）

※複合柵（メッシュ柵+電気柵を3段以上）

2. 対象要件

- 耕作面積10a以上かつ売上50万円以上
- 市税の滞納がないこと
- 自己所有地又は利用権設定等の手続済みの農地に設置すること
※申請時に農地の位置を確認します。

3. 提出書類

申請時に次の書類が必要となります。

- 確定申告書等（法人の場合、決算書等）
- 領収書等
- 購入した資材の内容がわかるもの（請求明細など）
- 口座が確認できるもの（通帳など）
- 設置状況写真（納品写真・設置前写真・設置後写真）

設置状況写(例)



納品写真



設置前写真



設置後写真

4. 申請期限

令和6年3月29日（金）

※本事業の申請につきましては、垂水市農林課にご相談ください。

経営所得安定対策等の申請受付開始

水田において主食用米以外の転作作物（WCS用稲、飼料作物、野菜等）を作付け・販売した農業者等を対象に、経営所得安定対策等の申請を受け付けます。

1. 申請者 販売農家、法人、集落営農組織
2. 申請期限 令和5年5月31日（水）
※昨年度申請された方には申請書を送付しています。
3. 申請先 農林課（2階）
4. 対象農地
 - ① ご本人名義で農地基本台帳に記載のある農地
 ※6月10日までに農業委員会にて利用権設定の申出を行った農地が事業の対象となります。
 - ② 畦畔等のたん水設備を有する農地
 - ③ 土地改良区に賦課金（水利費・経常賦課金）を支払っている農地
 ※土地改良区の管理区域外の農地は、賦課金が発生しませんので、問題ありません。
5. 持参する物 通帳（申請者名義のもの）
6. 交付予定額 （R5.3.27現在）

対象作物		交付単価（10aあたり）		
		国	市協議会（予定）	合計
表作 （基幹作）	① 麦	35,000 円		35,000 円
	② 大豆	35,000 円		35,000 円
	③ 飼料作物	35,000 円	15,000 円以内	50,000 円以内
	④ WCS用稲	80,000 円	4,000 円以内	84,000 円以内
	⑤ 加工用米	20,000 円	15,000 円以内	35,000 円以内
	⑥ 飼料用米 米粉用米	55,000 円		55,000 円
		～ 105,000 円		～ 105,000 円
	⑦ いんげん、えんどう		30,000 円以内	30,000 円以内
⑧ ⑦以外の野菜、花き		25,000 円以内	25,000 円以内	
裏作 （二毛作）	⑨なたね、そば、麦、大豆		20,000 円以内	20,000 円以内
	⑩ 飼料作物		5,000 円以内	5,000 円以内

※協議会の交付単価については、令和5年3月27日現在のものとなっております。今後、国からの予算配分等により単価が調整される場合があります。

※⑦及び⑧以外の作物については、販売先（供給先）の記入を必要とする書類がありますので、上記申請先にてお申出ください。

サツマイモ基腐病対策 5月～6月

【育苗】 植付前には、必ず苗全体を薬液に浸けて消毒しましょう

【本ほ①】 排水対策を行い、ほ場が湛水しないような環境にしましょう

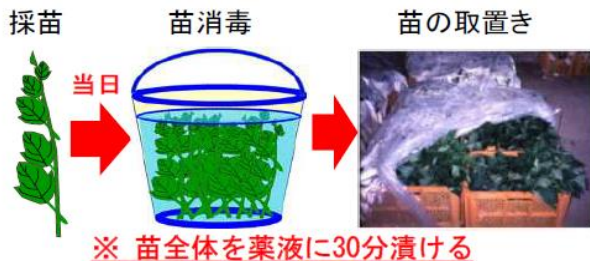
【本ほ②】 発病株の早期発見・抜き取り・定期的な予防散布を徹底しましょう

【ほ場】 排水対策を行い、ほ場が湛水しないような環境を作りましょう！



- ほ場の均平化
- 額縁明きょや枕畝の除去による排水溝を設置し、必ず排水路へ接続する
- 排水路のつまり除去などを実施しましょう。

【育苗】 植付前には、必ず苗全体を薬液に浸けて消毒しましょう！



- 採苗は地際から5cm以上離れた位置で切り上げましょう。
- 採苗で使用するハサミはこまめに消毒しましょう。
- 苗全体が薬液に浸かるようにしましょう。
- 消毒液は使用日ごとに毎回調整しましょう。

農薬の名称	対象病害虫	希釈倍率	使用時期
ベンレート水和剤	基腐病, つる割病, 黒斑病	500～1,000倍	植付前
ベンレートT水和剤20	基腐病, 黒斑病	基腐病200倍, 黒斑病20倍	植付前

【ほ場】 発病株の早期発見・抜き取り・定期的な予防散布を徹底しましょう！

- 定期的にはほ場を巡回し、葉の黄変やしおれ症状等の異常株を早期に発見し、速やかにほ場外に持ち出しましょう。
- 異常株を持ち出すときは、株や周辺の土が畑内に落ちないように注意し、発病株を除去後に補植しないようにしましょう。
- 植付後35日頃を目処に、アミスター20フロアブルで予防散布をしましょう。



葉が赤変・黄変し生育不良の株（定植後40日頃）

株の基部が暗褐色～黒色

薬剤の散布例

1回目	2回目	3回目
植付から35日頃 アミスター20 フロアブル 100L/10a	1回目から14日後 銅剤 200L/10a	2回目から14日後 トリフミン 水和剤 100～300L/10a

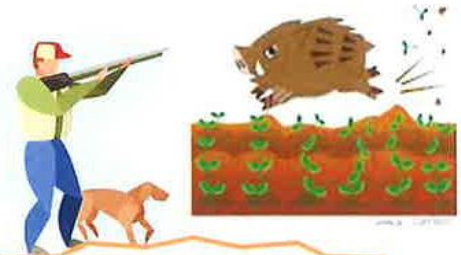
台風等の状況に応じ、2回目のアミスター散布を行いましょう

狩猟免許取得の支援等について

有害鳥獣による農畜産物などへの被害を防止するため、狩猟免許の取得を支援します。



わな猟や銃猟の免許
をとって、カやイッ
を駆除したい・・・



狩猟免許取得費用の全額を補
助します！！

◎補助対象者は下記の要件をすべて満たす方になります。

- ・垂水市猟友会に入会し、有害鳥獣捕獲隊員として業務を遂行できる者
- ・市税等の未納がない者
- ・狩猟免許を新たに取得した者

◎助成内容

取得費全額（講習費10,000円、受験費5,200円）

※複数受験も全額対象。

◎狩猟免許試験の日時

区分	試験日	申請期間	試験場所
1回	令和5年7月30日	令和5年6月19日 ～ 令和5年7月14日	鹿屋市農業研修センター
2回	令和5年8月27日	令和5年7月18日 ～ 令和5年8月10日	曾於市大隅中央公民館
3回	令和5年12月17日	令和5年10月30日 ～ 令和5年12月1日	鹿児島県庁

詳しくは、県ホームページをご確認ください。

（ホーム＞産業・労働＞林業・水産業＞森林整備＞狩猟）

※次年度以降、有害鳥獣捕獲活動を行っていただける方に対し、猟友会年会費の一部を支援します。